

令和5年6月吉日

同窓会会員 各位

県立結城特別支援学校同窓会
会長 大高 滋

令和5年度同窓会総会実施報告

梅雨の候 会員の皆様には同窓会の運営にあたり、ご理解とご協力をいただきまして感謝申し上げます。

さて、上記のことにつきまして、下記の通り実施しましたことをご報告いたします。ご多用の中たくさんの方に参加していただきありがとうございました。全ての議事内容について、承認との運びになりました。なお、詳しい内容は本ホームページに掲載しますので、ご確認ください。

記

- 1 期 日 令和5年6月10日（土） 午前10時30分から11時20分
- 2 場 所 結城特別支援学校体育館
- 3 参加者 44名



会終了後、久しぶり合う同級生と談笑する姿が印象的でした。それぞれの進路先で、頑張っている様子を聞くことができ嬉しく思いました。（参加教員より）

【問い合わせ先】

県立結城特別支援学校

進路指導部：卒業生支援係

電話 0296-32-7991

1号議案・資料1

令和4年度同窓会事業報告

月	日	活動内容	場所
5	17	同窓会総会資料準備	本校会議室
	24	会計監査	本校会議室
6	8	同窓会総会資料送付	本校会議室
	27	書面決議書の確認	本校会議室
3	29	次年度打ち合わせ	本校会議室
	31	次年度打ち合わせ	本校会議室

4号議案・資料4

令和5年度同窓会事業計画(案)

月	日	活動内容	場所
4	13	本年度打ち合わせ	本校会議室
5	9	会計監査	本校会議室
6	10	総会	体育館
9	9	同窓会日帰り旅行	アクアワールド大洗, ひたち海浜公園
		旅行会計報告	本校会議室

ゆうゆうカーニバルについては、ホームページでお知らせします。

令和4年度 同窓会会計決算書

記

1 収入・・・・・・・・・・641,840円

項目	金額(円)	摘要
前年度より繰り越し	608,836	前年度より繰り越し
新規入会費	33,000	3,000円×会員11名(R3年度卒業生)
通帳利息	4	
合計	641,840	

2 支出・・・・・・・・・・82,040円

項目	金額(円)	摘要
事務・通信費	76,521	総会資料送付用、コピー用紙、封筒、切手、はがき
慶弔費	5,519	1名(香料、送料)
合計	82,040	

3 差引残高・・・・・・・・559,800円は令和5年度へ繰り越します

上記のとおり報告します。

令和5年6月10日

茨城県立結城特別支援学校同窓会会長

監査報告書

令和4年度収支決算について令和5年5月9日に監査しましたところ、証拠書、預金通帳全てにおいて正確にして適正であることを認めます。

監事

監事

監事

(印省略)

5号議案・資料6

令和5年度 同窓会会計予算書(案)

令和5年度の同窓会会計について、下記の通りご提案いたします。

記

1 収入・・・・・・・・・・640,800円

項目	金額(円)	摘要
前年度より繰り越し	559,800	前年度より繰り越し
新規入会費	81,000	3,000円×会員27名(令和4年度卒業生)
合計	640,800	

2 支出・・・・・・・・・・640,800円

項目	金額(円)	摘要
事務・通信費	500	コピー用紙
会議費	6,000	総会飲み物
日帰り旅行費補助	50,000	参加費補助, 飲み物, 保険料, ビンゴ景品等
予備費	584,300	
合計	640,800	

なお、各項目の流用につきましても承諾願います。

令和5年 6月10日

茨城県立結城特別支援学校同窓会会長



同窓会会則

第1条 本会は「茨城県立結城特別支援学校同窓会」という。

第2条 本会は会員相互の連携と親睦を図り、あわせて、母校の発展と福祉の向上に努める。

第3条 本会の事務局は、結城特別支援学校内に置く。

第4条 本会は結城特別支援学校中学部、高等部の卒業生及び修了生をもって会員とする。但し、在校生は除く。

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 会員の親睦を図る事業
- 2 会員の名簿作成
- 3 その他必要と認められる事項

第6条 本会は次の役員を置き、その任期を2年とし、その再任を妨げない。1～5の役員は会員の保護者とする。

- 1 同窓会会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 幹事 若干名
- 4 会計 2名
- 5 監事 3名
- 6 事務局 若干名

第7条 役員は、役員会で推薦され、総会の承諾を受ける。

第8条 本会の役員は、次の職務を行う。

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長の補佐をし、会長事故ある時は、その職務を代行する。
- 3 幹事は、各学年の代表であるとともに、会長の命を受け会務を処理する。
- 4 会計は、会の経理にあたる。
- 5 監事は、会計を監査する。
- 6 事務局は、役員会との連絡、調整にあたる。

第9条 役員会は総会に次ぐ議決機関であり、総会及び全ての事業計画と会務の重要事項を審議決定する。

第10条 総会は、年1回会長が召集する。但し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。総会で行う事業は次の

通りである。

- 1 会務の報告
- 2 決算・予算の承認
- 3 会則の変更
- 4 役員承認
- 5 その他必要な事項

第11条 会議の議決は、出席者の過半数で決定する。

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第13条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の益金をもってあてる。会費は終身会費3,000円とし、入会時に納める。

第14条 会員の結婚に際し、5,000円を祝い金として、会員の死亡に際しては、香料として5,000円を贈る。

第15条 年1回、同年度卒業生だけでの活動を行う。企画、運営、実施については幹事を中心に行い、同窓会係が補佐をする。

附記 1 会員の保護者及び職員は、会の運営が円滑になるように援助する。

- 2 この会則は、昭和58年4月1日より実施する。
- 3 この会則は、昭和61年11月16日一部改正
- 4 この会則は、昭和63年6月19日一部改正
- 5 この会則は、平成10年6月17日一部改正
- 6 この会則は、平成13年5月19日一部改正
- 7 この会則は、平成19年6月2日一部改正
- 8 この会則は、平成22年7月10日一部改正

- 9 この会則は、平成23年 6月 4日一部改正
- 10 この会則は、平成24年 6月 9日一部改正